神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例見直し検討会議傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例見直し検討会議（以下「検討会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第３条　一般の定員は、10人以内とし、検討会議の開催の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

２　検討会議の事務局は、傍聴希望者を、検討会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

３　前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

なお、傍聴希望者全員を傍聴人とする場合において、前項の規定により集合させた傍聴希望者以外にも、傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とする。

（傍聴席に入場することができない者）

第４条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第５条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

２　傍聴人は、会場において、発言してはならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

（写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止）

第６条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（秩序の維持）

第７条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

２　会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

（実施細目）

第８条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

　　附　則

　この要領は、令和元年10月23日から施行する。